

日韓会談の現況及び外相会談に対する大蔵省の態度について（案）

理、外  
32.7. 26

1 日韓会談の現況

日韓問題は、韓国大統領外交担当顧問崔圭夏氏の来日以来、大平・崔会談において、早期解決の方針が確認されたのをはじめ事務レベルでの諸会談において残された最大の懸案である漁業問題を中心として活発に接衝されているが、現在までのところ、両国主張の対立点等が明確になつたという収穫があつたほか、大した進展をみていない。

しかしながら、<sup>25</sup>来る25日韓国外務部長官が来日し、26日及び29日に2回にわたり大平外務大臣と会談することとなつているので、同会談に備えて、諸懸案の煮詰め工作が精力的につづけられている。

（注） 崔顧問は、日韓妥結までの韓国側のスケジュールとして、① 7月末外相会談、② 9月末までに諸懸案について大綱をまとめる、③ 11月末までに協定文案を作成する、④ 12月中に調印を了りたいとの意向を表明している。このような韓国側のスケジュールは、外務省の説明によれば、軍事政権が12月26日民政移管までの間に10月大統領選挙、11月国会議員選挙

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

を予定していることに対応するものと推測される。

(1) 請求権問題

請求権問題については、昨年末大筋の合意が達成されたが、有償経済協力の償還期間（日本側主張 7 年据置后 13 年、韓国側主張 7 年据置后 20 年）及び<sup>0</sup>/<sub>A</sub> 債権の支払期間（日本側主張 3 年、韓国側主張 10 年）については、未合意のままとなっている。

この未合意点について、崔・大平会談においては、早期解決の方針で意見の一致をみたが、事務レベルの会談で韓国側が漁業問題の妥結前にも本件を解決したい意向を有していることが判明したため、外務省当局としては、漁業問題妥結の目途がつくまで待つもおそくはないとの方針で交渉に臨んでいるので、本件の交渉は、とりあえず外相会談待ちとなり、本件を詰めるか否かは、同会談での漁業問題の進展如何にかかっているといえる。

(2) 漁業問題

漁業問題のポイントは、李ラインを撤廃して、新たにどのような範囲の漁業専管水域を設けるかということであった。

日本側としては、韓国側が李ラインを撤廃して、新たに

THE JAPANESE

12哩の漁業専管水域を設定するのが国際先例からみて妥当であると主張していたのに対し、韓国側は、去る5日に漁業専管水域に関して、①漁業専管水域は、40哩とし、②上記水域の外側に漁族資源保存のための共同規制水域を設ける旨の提案を行ない、さらに、去る12日に、15項目、1億8千万ドル（無償2千万ドル、長期低利4千万ドル、コマーシャル・ベース1億2千万ドル）に達する、日本の対韓漁業協力案を提案し、本経済協力は、既定の経済協力のプラス<sup>α</sup>として供与されることを期待すると述べた。（したがって、漁業問題は、専管水域問題にあわせて、漁業<sup>協力</sup>問題をも含むこととなつたわけである。）

この韓国の主張に対して、日本側は、漁業専管水域については12哩主張の妥当性を強調して韓国提案を拒否し、また漁業協力については、本件が李ライン問題とのバーゲインとして利用すべき性質のものではなく、また既定の経済協力のプラス<sup>α</sup>として要求するのでは問題にならないと主張し、両者は対立したまゝ殆んど接近をみていない。

（注） 韓国側は、非公式会談では、日本側の12哩説を原則として同意できないことはないが、同国の譲歩に対応する措置として漁業協力の面でできる

だけ色をつけて欲しいと述べている。しかしながら、公式会談では、一貫して40理説を固執している。

## 2 日韓会談の見透し

日韓会談は、上記のとおり日韓両国代表の努力にも拘らず殆ど歩み寄りがみられないまま来るべき外相会談を迎えようとしている。外務省当局は、外相会談の成否について、今次会談の中心問題たる漁業問題が漁業専管水域を何処にするかの原則の決定のほか、水域決定に関連する数多くの技術的事項を附随している上に、漁業協力問題もからんでいるため、来るべき外相会談に多くを期待することは無理であるが、韓国側が日本案を原則として容認する可能性も絶無ではなく、その場合には請求権問題についてある種のコミットメントが行なわれ、漁業協力問題についても論議されることもありうると観測している。

## 3 外相会談に対する大蔵省の態度

外相会談の成否については、上記のとおり漁業問題についての韓国側の対日歩寄りが期待薄のため非観的な見透しがつよい。このような情勢の下で、請求権問題及び漁業協力問題が具体的に討議される可能性は少ないと思われるが、これ

ら両問題について外相会談のお土産としてある種のコミットメントがなされる等の公算なしとしない。

当省としては、漁業問題中の最重要事項である専管水域問題について、韓国側の対日譲歩がないまま、請求権問題の未合意点を解決し、漁業協力問題について具体的な討議に入ることには反対であり、この点については、外務省当局に対して申入れておく必要があると考える。